

これから国民年金を受けようとしている
60歳以上 65歳未満の方へ

あなたも国民年金を 増やしませんか？

国民年金の老齢基礎年金額は、満額で786,500円（平成25年4月時点）ですが、これを受け取るためには、20歳から60歳までの40年間（480月）の国民年金保険料を完納しなければなりません。

昭和61年3月以前のサラリーマン世帯の専業主婦や平成3年3月以前の学生は、国民年金へ加入するかどうかは、ご本人の意思で決められていました。国民年金に加入していなかった期間や、やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間は、それに応じて年金額も少なくなります。

このため、国民年金には、ご本人の申し出により“60歳～65歳未満”の5年間、保険料を納めることで65歳から受け取れる老齢基礎年金額を増やすことができる【任意加入制度】があります。

国民年金の任意加入の対象者は？ (老齢基礎年金額を増やしたい方など)

■ つぎの①～③のすべての条件を満たす方が【任意加入】の対象者となります。

- ① 国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
- ② 老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない方
- ③ 20歳から60歳までの保険料の納付月数が480月未満の方

毎月の保険料はいくら？

■ 国民年金の保険料は、月額15,040円（平成25年度）です。保険料の前払いにより割引される前納制度もあります。（保険料の納付方法は原則口座振替になります。）

詳しくは、最寄りの年金事務所までお問い合わせください。

任意加入のメリットは？

メリット

老齢基礎年金は、保険料の納付月数に応じて支給される仕組みになっています。このため、国民年金への任意加入により、納付月数が多くなればなるほど65歳からの年金も多く受け取れます。詳しくは、添付資料の『国民年金任意加入の保険料納付額及び年金増加額表』を参照してください。

メリット2

任意加入で納める保険料の総額と、これに見合う年金の受け取りに必要な期間は、65歳から年金を受け取った場合、任意加入期間の長短には関係なく、一律に74.1歳（平成25年度ベース）です。これよりも長生きすればするほど、生涯の受け取る年金額も多くなります。

たとえば、平成25年4月に任意加入し、加入年数を5年間と仮定した場合の保険料納付額と年金増加額は、つぎのとおりです。

5年間の保険料納付額（総額）902,400円（平成25年度ベース）
受け取る年金の増加額（年額）98,300円

65歳から年金を受け取り、平均寿命（厚生労働省が公表した「平成23年簡易生命表」）まで長生きされた場合の年金の増加額は、つぎのとおりです。

男性（平均寿命79.44歳）→98,300円×14.44年＝約142万円

女性（平均寿命85.90歳）→98,300円×20.90年＝約205万円

このように、国民年金の任意加入制度は、我が国の長寿化社会への適応と、より豊かな老後を過ごす上でも有効な制度といえます。

メリット3

国民年金への任意加入は、老後の生活を支える老齢基礎年金の増額だけではありません。20歳以上60歳未満の第1号被保険者と同様、一定の要件を満たせば障害基礎年金や遺族基礎年金も受け取れます。

メリット4

任意加入で納められた国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。

任意加入の手続きは、どこで行えばいいの？

 国民年金への任意加入は、ご本人がお住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口へ、加入申出書（「国民年金被保険者資格取得届（申出書）」）に口座振替申出書、年金手帳を添えて提出してください。

詳しくは、お住まいの市（区）役所または町村役場（国民年金の担当）、もしくは最寄りの年金事務所までお問い合わせください。

(資料)

国民年金任意加入の保険料納付額及び年金増加額表（平成25年度ベース）

(単位：円)

加入月数	保険料納付額	年金増加額	加入月数	保険料納付額	年金増加額	加入月数	保険料納付額	年金増加額
1	15,040	1,600	21	315,840	34,400	41	616,640	67,200
2	30,080	3,300	22	330,880	36,000	42	631,680	68,800
3	45,120	4,900	23	345,920	37,700	43	646,720	70,500
4	60,160	6,600	24	360,960	39,300	44	661,760	72,100
5	75,200	8,200	25	376,000	41,000	45	676,800	73,700
6	90,240	9,800	26	391,040	42,600	46	691,840	75,400
7	105,280	11,500	27	406,080	44,200	47	706,880	77,000
8	120,320	13,100	28	421,120	45,900	48	721,920	78,700
9	135,360	14,700	29	436,160	47,500	49	736,960	80,300
10	150,400	16,400	30	451,200	49,200	50	752,000	81,900
11	165,440	18,000	31	466,240	50,800	51	767,040	83,600
12	180,480	19,700	32	481,280	52,400	52	782,080	85,200
13	195,520	21,300	33	496,320	54,100	53	797,120	86,800
14	210,560	22,900	34	511,360	55,700	54	812,160	88,500
15	225,600	24,600	35	526,400	57,300	55	827,200	90,100
16	240,640	26,200	36	541,440	59,000	56	842,240	91,800
17	255,680	27,900	37	556,480	60,600	57	857,280	93,400
18	270,720	29,500	38	571,520	62,300	58	872,320	95,000
19	285,760	31,100	39	586,560	63,900	59	887,360	96,700
20	300,800	32,800	40	601,600	65,500	60	902,400	98,300

(注1)：保険料は、15,040円（平成25年度の月額）に任意加入月数を掛けて算出。
なお、平成17年4月から平成29年3月までは、毎年度、引き上げられる予定ですが、この表ではその分を見込んでおりません。ご注意ください。

(注2)：年金増加額は、平成25年度(平成25年4月時点)の老齢基礎年金額786,500円に任意加入月数を掛け、さらに480月(40年相当)で割って算出(算出額の50円未満は切り捨て、50円以上は100円単位に切り上げ)しています。